

参考：狩猟を始めるためにかかる手続と経費の目安【わな猟】

- 1 狩猟免許の取得
 - (1) 試験日の14日前までに、住所地の広域振興局保健福祉環境部又は保健福祉環境センターへ狩猟免許申請書と添付書類等を提出。
 - ・免許申請手数料（岩手県収入証紙）・・・ 5,200円（別免許所持者は3,900円）⇒
 - ・証明写真（縦3.0cm×横2.4cm）・・・ 800～1,000円 ⇒
 - ・指定様式による診断書・・・ 2,500～8,400円 ⇒
 - ・受験票に貼る84円切手（返信用封筒の切手代は対象外）・・・ 84円 ⇒
 - (2) 試験を受ける ⇒ 合格後、狩猟免状の交付

小計 9,234～14,684円
- 2 予備講習会の受講（受講料は無料）
 - (1) 狩猟免許試験の申し込み後、予備講習会の受講申込書を郵送かFAXする。
 - (2) 申込期限は、岩手県猟友会のホームページで確認できます。
 - (3) 予備講習会の受講後 ⇒ 教わったことを自分で勉強する。⇒ 試験を受ける。

10/10対象分1の計 **約 9,500～15,000円**
 →補助金申請額(上限1万4千円)※千円未満端数は切捨

【ここから下は補助対象外経費】

- 3 猟具等（購入は任意）
 - ・くくりわな（10個）・・・ 30,000円
 - ・箱わな（1基）・・・ 100,000円

小計 130,000円
- 4 狩猟者登録（毎年）

狩猟をするためには、毎年10～2月の間に狩猟者登録が必要

 - ・狩猟税等・・・ 8,200円
 （条件により金額変動）
 - ・賠償責任保険料・・・ 3,000～6,000円

小計 11,200～14,200円
- 5 猟友会に入会する場合は各会費
 - ・大日本会費（うち共済保険料）・・・ 2,300円(750円)
 - ・岩手県猟友会費・・・ 3,000～6,000円
 - ・各地区猟友会費（西磐・東磐）・・・ 2,000円

小計 7,300～10,300円

補助対象外3～5の計 **約 150,000円～**

(試算)

新規狩猟者確保 対策事業補助 金対象経費	
	※1
	※2
	※3
計	
↓補助金額	

【補助金対象経費積算上の注意】
 ※1、※2、※3…第一種銃猟と同時申請の場合は1/2の金額が対象経費です。